公立大学法人首都大学東京の

第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

(素案)

東京都総務局

はじめに

本報告書は、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)の第一期中期目標期間(平成17年4月1日から平成23年3月31日まで)が終了したことを受けて、設立団体である東京都が、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第31条に基づき実施した、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討内容を取りまとめたものである。

なお、今回の検討に先立ち、これまでも以下の取組によって、法人の組織・業務全般にわたる 検討を実質的に行ってきたところである。

(平成21年度) 第二期中期目標の策定に当たり、中期目標期間における業務実績評価(中期目標期間評価)に準じ、第一期中期目標期間が終了する前の予備的な業務実績評価(事前評価)を実施

(平成22年度) 第二期中期目標の策定に当たり、東京都の関係部署との協議及び行政改革 推進委員会の審議による局横断的な検討・検証を実施、第二期中期目標に反 映

以下、これらの事前の取組や成果を踏まえつつ、その後に発生した要素や条件の変更及び法第30条に基づく中期目標期間評価の結果を反映させ、「今後の法人の業務の継続の必要性」という視点に立って、改めて組織・業務全般について整理する。

第1 法人の第一期中期目標期間の業務運営について

- 1 事務及び事業のあり方について
- (1) 法人が実施する業務の必要性・有効性
 - ア 公立大学法人の位置づけ

法第21条において、「大学及び高専専門学校の設置及び管理」を業務として定め、法 第68条以下に公立大学法人の名称等の特例を定義している。

イ 法人の業務内容

平成17年4月、東京都は、法に基づき、公立大学法人首都大学東京(以下「法人」という。)を設立した。

法人の設立目的は、定款において「大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理すること」としている。

また、業務の内容について定款は、次のとおりとなっている。

・ 首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校を設置し、 これを運営すること。

- ・ 学生に対して、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う こと。
- ・ 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人 以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ・ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ・ 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ・ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

ウ 社会経済状況の変化と大学、専門職大学院、高等専門学校の役割

<大学>

国際競争が激しさを増す中、人材が最大の資源である日本においては、豊かな教養や 創造性に溢れ、高度な専門知識を備え、それぞれの分野で社会をリードする人材を育成 することが、大学に対し求められており、人材育成機関としての大学の役割がますます 重要となってきている。

また、今日の科学技術の著しい発展や社会経済の複雑化は、専門領域の高度化、細分化の一方、新しい産業等を生み出している。このような中で大学には、独創的な学術研究の推進により、国際的な競争力を持った新技術の開発など既存の学問領域や技術の範疇を超える新たな「知」の創造が期待されている。

さらに、情報通信技術の急速な発展や社会経済のグローバル化が進行する中、従来のシステムによっては持続的成長が不可能となり、社会、経済、政治などすべての分野において抜本的にその構造を改革する必要に迫られている。このような中で大学には、社会の様々な課題解決に向け、学術の面から蓄積してきた知見等による貢献が求められている。

<専門職大学院・高等専門学校>

近年の国際競争の激化や産業技術の高度化等により、産業界からは、付加価値の高い製品を作ることができる企画力や開発力を兼ね備えた人材の育成が求められている。また、少子化による15歳人口の減少やいわゆる団塊世代の大量退職に伴う技術や技能の継承、後継者の確保・育成の必要性が一層高まっており、高度専門職業人を育成する専門職大学院と実践的技術者を育成する高等専門学校の役割はより重要なものとなっている。

<2大学1高専共通>

急激な少子・高齢化の進展や社会経済の成熟化などに伴い、とりわけ都市生活におけるニーズは多様化するなど、大きく変容してきている。このような中で各高等教育機関には、教育研究の成果を積極的に地域社会の発展に役立てるとともに、生涯学習需要の高まりに応えるなど、地域社会での知的・文化的拠点としての役割が求められている。

エ 法人及び2大学1高専の必要性

平成22年度学校基本調査によると、東京都内に大学及び大学院は138校(学生数

約73万人)、高等専門学校は3校(学生数約3千5百人)が設置されている。

このように数多くの大学及び高等専門学校が存在する東京において、都が設立した法 人及び2大学1高専は、都政に積極的に貢献し、都民の負託にこたえていくことが求め られている。

特に教育機関の最大の使命は人材育成であり、2大学1高専には大都市東京を将来にわたって支える有意な人材の育成が強く求められる。複雑化する都市問題を抱える東京にあっては、幅広い教養と専門的な知識をバランスよく有し、都市社会の様々な課題を発見し、その解決に意欲的に取り組む人材の育成が急務である。あわせて、東京の持続的発展のためには産業界の活性化が不可欠であり、東京の産業の発展に資する人材の育成が求められている。こうした都の課題解決や産業振興に資する人材を育成し輩出していくことこそ、2大学1高専に求められる最大の役割である。

また、法人及び2大学1高専には、都が直面している諸課題を見据えた教育研究に取り組み、その課題解決に貢献すること、さらに、都に有効な政策提言や事業提案を行うなど都のシンクタンクとして都政に貢献していくことが求められている。

このほかにも、産学公の連携を通じた産業の活性化、公開講座などによる都民への学習機会の提供など、都政や産業、都民生活等の面で社会の発展に貢献することが都が設立した法人及び2大学1高専の役割である。

このように、法人及び2大学1高専は、一般的に大学等に求められる役割のほかに、 都政課題との関連において、東京の発展や都民生活の向上に大きな役割を担っており、 その業務の必要性は高いと言える。

この役割は、第二期中期目標においても変わるものではなく、法人及び2大学1高専においては、むしろ、これまで以上に有為な人材の育成に努めるとともに、多様な主体との連携を深め、都のシンクタンクとしての機能を強化・充実していくことが重要である。

(2)法人の組織の必要性・有効性

ア 法人の沿革と役割

公立大学法人首都大学東京は、平成17年4月、法に基づき、首都大学東京の設置及び管理等を目的として設立された。同時に、都立の4大学(東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学)を再編・統合し、首都大学東京を設置した。平成18年4月には、産業技術大学院大学を設置し、さらに平成20年4月には東京都立産業技術高等専門学校が都から法人に移管された。

こうした経緯から、現在、法人は、首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立 産業技術高等専門学校の2大学1高専を設置・運営している。

法人のトップには、経営の専門家である理事長を任命し、法人運営に経営感覚を導入するとともに、理事長のリーダーシップのもと、法人全体の企画立案機能の強化や戦略的な人員配置、予算配分システムの確立など、戦略的な法人運営を図っている。

また、2大学1高専における産学公連携や学生支援については、法人全体の支援組織

として産学公連携センター及び学生サポートセンターを設置し、組織的な取組を進めている。

このように、法人は法人全体の組織運営を戦略的・効果的に実施しているが、同時に、 教育研究活動の効果的かつ円滑な実施に向け、各大学・高等専門学校のキャンパスに管 理部を配置し、各教育機関を支援するという役割も担っている。

イ 各教育機関の目的と運営状況

① 首都大学東京

首都大学東京は、平成17年4月に都立の4大学を再編・統合し、「『大都市における人間社会の理想像の追求』を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じ、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与する。」ことを基本理念として開学した。

首都大学東京は、4つの学部(都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部及び健康福祉学部)と6つの研究科(人文科学研究科、社会科学研究科、理工学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科及び人間健康科学研究科)を置く総合大学として、人文科学、社会科学、自然科学、工学、保健科学にわたる幅広い分野から総合的に教育・研究を実践している。

入試状況については、学部の一般入試の志願者倍率が常に6倍を上回る高い水準を維持しており、首都大学東京への高いニーズがうかがえる。一方で、大学院の一部の研究科においては入学定員充足率が低い状態にあり、志願者確保に向けた検討が必要となっている。

首都大学東京の基本理念を具現化する教育プログラムとして、「基礎ゼミナール」、「都市教養プログラム」、「実践的英語教育」、「課題解決型情報教育」及び「現場体験型インターンシップ」等を実施するとともに、研究面では、プロジェクト型任用制度や戦略研究センター、傾斜的研究費の学長裁量枠等の仕組みにより重点的・戦略的研究を推進している。

学部生の就職率は平成19年度以降、常に全国平均を上回っており、首都大学東京の人材育成の取組に一定の評価が得られていると言える。

また、都のシンクタンクとして大都市の課題解決に資する研究を積極的に進め、都政との連携事業も積極的に進めている。平成22年度には15局46件の事業実績をあげており、内容もアジア都市圏における水問題解決のための共同研究や高齢者支援技術活用促進事業におけるロボット開発など都の施策課題に密接した充実したものとなっている。

なお、首都大学東京は、平成22年9月に公表された「タイムズ世界大学ランキン

グ」において240位(日本の大学中、第8位)にランクされており、国際的にも高く評価されている。

② 産業技術大学院大学

産業技術大学院大学は、平成18年4月に「専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成」を目的に、基礎となる学部を持たない専門職大学院大学(情報アーキテクチャ専攻)として開学した。また、平成20年4月に創造技術専攻を開設し、現在の2専攻の形となっている。

「産業の活性化に貢献する高度専門技術者の育成」を使命とする専門職大学院として、教育課程の大きな柱にPBL(問題解決型学習)を据え、特色ある教育を進めている。社会人がそれぞれのライフスタイルに適合した学習が可能となるような教育課程の工夫を行い、専門的知識を持つ学生の確保につながったAIIT単位バンク制度、修了後10年間無料ですべての講義ビデオを視聴できる制度を導入し、着実に成果を上げている。

情報アーキテクチャ専攻における入学志願者倍率は開学以降1.6倍程度を維持しており、順調に推移している。一方、創造技術専攻では志願者数の伸び悩みが見られ、学生確保に向けた検討が必要となっている。また、入学者のうち学部新卒者の割合の増加傾向がみられ、入学後の学修支援や就職支援の必要性が高まっている。

産業技術大学院大学は、都・自治体等との連携を通じた地域産業振興への貢献、A I I Tマンスリーフォーラムの実施や、品川区を中心とした中小企業グループとの連携による開発型研究、板橋区と連携した新たなものづくりモデルの開発など、都民への知の還元や産学連携について、内容の充実を図りつつ積極的に取り組んでいる。このような取組が評価され、日経グローカルの全国大学地域貢献度ランキングで、大学院大学部門全国1位(平成21、22年度)となった。

③ 都立産業技術高等専門学校

都立産業技術高等専門学校は、平成18年4月に、都立工業高等専門学校及び都立航空工業高等専門学校の2高専を再編・統合し設立され、平成20年4月に法人に移管された。「首都東京の産業振興や課題解決に貢献するものづくりスペシャリストの育成」を使命とし、本科においては「使命を実現するために、科学技術の高度化、複合化、グローバル化に迅速に対応できる応用力、創造力を有した実践的技術者を育成」、また、専攻科においては「より深く精緻な知識と技術を教授し、専門分野における研究を指導することにより、総合的実践的技術者を育成」することを教育理念としている。

ものづくり教育を重視したカリキュラム編成による16歳からの5年間一貫の体験

的・実践的技術者教育を進めるとともに、インターンシップ、実務家講師の招聘、起業家精神プログラムの実施など、産業界と連携した実践的教育を展開している。

入試状況については、法人化のメリットを活かした入学志願者の住所要件緩和により都外生の受入を進めたことで、法人移管前と比べ入学志願者倍率が上昇し(平成20年度入試:約1.14倍→平成23年度入試:約1.89倍)、優秀な学生の確保につながった。また、本科学生の就職状況は、求人倍率15倍、内定率100%となっており、企業からも高い評価を得ている。

都立産業技術高等専門学校では、地域中小企業の活性化に向けた中小企業人材育成 講座などの公開講座や計測機器等の機器開放や技術指導を進めている。また、オープ ンカレッジ(公開講座)事業として、地元自治体等との連携による小中学生を対象と したものづくり教室などを実施し、ものづくり人材の裾野を広げる取組なども推進し ている。

ウ 法人及び各教育機関の有効性

以上のように、法人及び2大学1高専は、それぞれの理念・目的のもと、求められる 役割に沿った着実な取組を進めており、その実施状況からも一定の効果が現れている。

引き続き、法人及び各教育機関がそれぞれの役割を着実に果たしていくとともに、今後は、法人の使命の実現に向けて、性質の異なる3つの教育機関が連携・協力し、法人全体として効果的な事業展開を図っていくことが重要である。

(3)地方独立行政法人化に伴う財政効果

東京都は、法人に対して一定のインセンティブを付与して弾力的かつ効率的な運営を促すために、法に基づき運営費交付金を交付し、経営努力の結果生み出した利益については翌年度に繰越すことを認めている。その一方で、明確な目標管理のもとで効率的な予算執行を促すために、運営費交付金の毎年度の削減率を中期目標で定めている。

都は、第一期中期目標においては、経常的な経費の財源である標準運営費交付金について、 毎年度2.5%の財政運営の効率化を図ることを求めた。これに基づき、法人は財務運営の 効率化に努め、平成17年度から平成22年度にかけて、1,539百万円を超える標準運 営費交付金(効率化係数対象)を削減しており、法人化により都財政に対し一定の削減効果 を生み出している。

2 公立大学法人の運営形態の適切性

(1)業務運営の適切性

東京都では、これまでに大学改革の取組として、自主的・自律的かつ機動的、弾力的な運営体制を確立し、大学の教育研究を活性化する観点から、公立大学法人化の検討を進めてきた(「東京都大学改革大綱」平成13年11月)。都立の大学の公立大学法人化は、こうした大学改革の一環として、学生のニーズや社会状況の変化への柔軟かつ機敏な対応に限界があ

る行政組織から都立の大学を切り離し、自律的運営に委ねることで、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保し、教育研究の柔軟で活発な進展を図ることを目的として行ったものである。

法人化にあたって、都は、法人運営に民間の経営感覚を取り入れることで法人化のメリットを最大限に発揮させるため、学長とは別に経営の責任者として理事長を任命した。法人化後、法人及び2大学1高専では、理事長、学長及び校長のリーダーシップのもとで、経営と教学の適切な役割分担を行いつつ、迅速かつ効率的、効果的な業務運営を進めている。

人事面においては、弾力的で多様な人事制度が可能となった法人化のメリットを活かし、 教員の任期制・年俸制・業績評価の導入、裁量労働制や兼業・兼職の基準緩和、事務職員の 多様な雇用形態の導入や法人の核となる正規の固有職員の採用など弾力的・戦略的な人事制 度を進め、教育研究の活性化や適切な事務組織の確保を図ってきた。

財政面においても、契約期間の複数年度化や契約の集約化、共同購入の実施など、法人化のメリットを活かした効率的な財務運営が進められているとともに、法人会計への企業会計原則の導入によって、業務運営の透明性の向上が図られている。

また、法人運営への経営感覚の視点や弾力的な予算配分の実現から、法人の広報戦略を策定し、多種多様なメディアを効果的に利用した広報活動を積極的に展開し、2大学1高専の志願者の増加やブランドイメージの向上につなげてきた。

こうした取組は、いずれも都の直営組織では実施することのできない、公立大学法人化のメリットを活かした法人の自主的な運営によるものであり、法人化したことによる効果は高いと言える。

(2) 財政運営の健全性

法人では、法人運営の安定性と自律性を高めるため、提案公募型研究や共同・受託研究など外部資金獲得に向けた体制の強化を図り、自己収入の充実に努めてきた。企業等からの外部資金獲得額については、第一期中期計画で平成19年度までに年間10億円の達成を目標としてきたが、平成18年度に目標を達成し、平成22年度は約14.5億円と大きく上回っている。さらに、適切な資金管理による運用利益の確保(6年間合計約234百万円)や、施設の貸出しなどの増収努力にも取り組んでいる。

こうした取組による自己収入の増と、定型的業務のアウトソーシングや契約事務の改善など業務の効率的執行による経費削減の結果、平成17年度から平成21年度までの累計で約60億円の利益を計上した。これらの経営努力による利益は目的積立金として積み立て、新しい研究棟の建設やプロジェクト型任用、大学院研究奨励奨学金制度の創設など、教育・研究の質の向上のために約23億円を活用した。

このように、法人化によって都の財務会計制度ではできない柔軟な経営が可能となり、経営努力が促された結果、財政運営の健全性は高まったと言える。

(3) 適切な運営体制の確保

法人は、非公務員型の一般地方独立行政法人として設立した。

教員の人事制度については、法人化による弾力的な人事制度の実現により、教員の任用に一定の任期を設け、節目ごとに評価を行うことにより、意欲ある教員のステップアップの契機とするとともに、教育研究の質の維持向上を図り、適切な流動性を確保することで、教育組織の活性化を図っている。任期制は、常勤の全教員を対象とした制度であるが、適用にあたっては本人の同意が必要であり、現在は全体の約3/4の教員が適用となっている。なお、平成22年度には、任期評価・再任判定を初めて実施した。

また、事務職員については、都派遣縮減計画に基づく都派遣職員数の削減を進め、固有職員の比率を高めるとともに、早期に法人の将来を担う人材を確保育成する観点から、固有職員の新人事制度を当初計画より1年早く平成19年度から導入し、法人の中核を担う正規職員のほか、法人化のメリットを活かした多様な任用制度により職員の採用を進めた結果、平成17年度から平成22年度までに、都派遣職員を78名削減している。

(4) まとめ

法人の第一期中期目標期間の取組を検証すると、公立大学法人に移行したことによって、 業務運営・財務運営の弾力化・効率化による教育研究の向上が図られていると言うことがで きる。都の直営組織では、こうした柔軟な業務運営を行うことができないことから、法人の 運営形態は、今後も、現在の公立大学法人の形態を継続することが適切である。

第2 第一期中期目標期間の業務実績に関する評価の概要(中期目標期間評価結果)

法人の中期目標期間の業務実績については、法第30条に基づき、知事の付属機関である 東京都地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)による評価を受けること となっている。

評価委員会では、法人から提出された業務実績報告書をもとに法人からのヒアリングを実施し、評価を「項目別評価」と「全体評価」で実施した。

1 項目別評価の概要

項目別評価は、「教育」「研究」「社会貢献」「法人運営」「財務運営」など第一期中期計画の計51項目について、中期目標の達成状況を以下の4段階で評価している。

評定1 中期目標の達成状況が良好である。

評定2 中期目標の達成状況が概ね良好である。

評定3 中期目標の達成状況がやや不十分である。

評定4 中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である。

評価の結果、以下の7項目において評定1の評価を得た。

〔首都大学東京〕研究の内容等

〔産業技術大学院大学〕教育の内容等、学生支援、都民への知の還元

〔都立産業技術高等専門学校〕教育実施体制等の整備

〔法人・財務運営〕業務運営の改善、人事の適正化

また、[その他業務運営] 情報公開等の推進については、USBメモリ等の紛失事故の発生により評定3との評価を受けており、再発防止策の一層の周知徹底や教職員の意識改革への取組が求められている。

2 全体評価の概要

全体評価は、項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価している。

総評として、「法人設立の目的に沿った教育研究体制と経営体制が概ね確立し、新しい大学を作り上げていく努力が全体として実を結びつつあると評価される。」との評価を得たほか、教育研究や法人の業務運営等について以下のような評価を受けている。

- 三つの教育機関がそれぞれの設置の理念を達成するべく、それぞれの特色を生かした 高いレベルの教育研究をさらに充実させるための多面的な取組を展開し、東京都の公 立大学法人が設置した大学・高専にふさわしい教育研究活動を進めており、目に見え る教育研究の成果も確実に上がりつつある。
- 公立大学法人首都大学東京は、規模の大きさ、キャンパスの分散、多様な学校種、理事長・学長の分離など、全国の公立大学法人の中でも複雑な組織構造の下にあるにもかかわらず、順調に経営体としての「離陸」を進めていることを評価する。

なお、第二期中期目標期間に向けた課題として「第一期中期目標期間評価において指摘した首都大学東京における大学院充足率の改善、国際化の推進は急務であり、着実に取り組むことを要望する。」との評価を受けており、法人にはこの評価を踏まえた適切な対応が求められる。

第3 法人の組織及び業務の全般にわたる検討

これまでの検討の結果を踏まえると、第一期中期目標期間が終了した現時点においては、 法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断され るため、法第31条第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

また、今後の法人運営に当たっては、大学等高等教育機関を取り巻く社会経済情勢を踏ま えて、「大都市課題に対応する重層的な人材育成」、「国際化の推進」、「多様な主体との連携の 拡充」に重点的に取り組む必要がある。

こうした今後の課題については、東京都が平成22年6月に策定した第二期中期目標において、重点取組事項として定めたところであるが、現時点の状況に照らして改めて再検証した結果、規定の第二期中期目標を変更すべき特段の事情は認められない。

法人においては、東京都が指示した第二期中期目標に基づき、着実に業務運営を行うとともに、今後とも社会経済情勢等の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される。